

平成16年5月18日

各位

会社名 日産車体株式会社  
代表者名 代表取締役社長 小 畠 一 孝  
(コード番号 7222 東証第1部)  
問合せ先 総務部主管 田 坂 和 子  
(TEL. 0463 - 21 - 8757)

## ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

(商法第280条ノ20及び第280条ノ21に規定する新株予約権の無償発行)

当社は、平成16年5月18日開催の取締役会において、平成16年6月29日開催予定の当社第81回定時株主総会の決議を条件に、ストックオプション制度導入のため、商法第280条ノ20及び第280条ノ21に規定する新株予約権を無償で発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由  
当社グループの業績向上に対する意欲や士気をより一層高め、長期的に業績向上を図り、株主重視の経営を一層促進することを目的とし、3.の要領に記載のとおり、当社の取締役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、等に対して新株予約権を無償で発行するものであります。
2. 新株予約権割当の対象者  
当社の取締役及び使用人、当社関係会社の取締役、並びに会社が特に認めた者に対し新株予約権1,720個を割当てるものとする。
3. 新株予約権発行の要領
  - (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
当社普通株式 1,720,000株  
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。  
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。
  - (2) 新株予約権の数  
1,720個(新株予約権1個につき普通株式1,000株。ただし、前項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)
  - (3) 新株予約権の発行価額  
無償で発行するものとする
  - (4) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額  
新株予約権1個当りの払込金額は、次により決定される1株当りの払込金額に(2)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

1株当りの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.025を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が新株予約権を発行する日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が株式分割及び時価を下回る価額で新株の発行（時価発行として行う公募増資、新株予約権及び新株予約権証券の行使に伴う株式の発行を除く）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成18年7月1日から平成21年6月30日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利の行使時において当社及び当社関係会社の取締役、監査役又は使用人の地位にあることを要するものとする。但し、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めないものとする。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。

その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権申込証兼新株予約権付与契約」に定めるところによる。

なお、当社は新株予約権の付与に際し、新株予約権者に上記～の条件を強化した内容で「新株予約権付与契約」を締結することができるものとする。

(7) 新株予約権の消却事由及び条件

本新株予約権は、新株予約権の割当を受けた者が(6)、又はに定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。ただし、この場合の消却手続きは新株予約権の行使期間終了後一括して行うことができるものとする。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

(9) 株式交換及び株式移転による新株予約権の完全親会社への承継及び承継後の新株予約権の内容にかかる決定の方針

当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合には、以下の方針により、未行使の新株予約権を当該株式交換又は株式移転後の当社の完全親会社（以下、「完全親会社」という。）に承継させることができる。

新株予約権の目的たる株式の種類

完全親会社の普通株式

新株予約権の目的たる株式の数

上記(1)に記載の株式数（調整がなされた場合には調整後の株式数）に、株式交換又は株式移転の際に当社株式1株に対し割り当てられる完全親会社株式の数（以下、「割当比率」という。）を乗じて計算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額（以下、「承継後払込金額」という。）

$$\text{承継後払込金額} = \text{承継前払込金額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

新株予約権を行使することができる期間

上記（５）に定める期間とし、承継時に権利行使期間がすでに開始している場合には、株式交換又は株式移転の効力発生日より上記（５）に定める期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記（６）及び（７）に準じて決定する。

承継後の新株予約権の譲渡制限

承継後の新株予約権の譲渡については、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

- （注） 上記の決定は、平成１６年６月２９日（火）開催予定の当社第８１回定時株主総会において、「当社の取締役及び使用人並びに当社関係会社の取締役、等に対してストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上